

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

### 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

### 記

#### 第1 監査の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 監査の種類       | 財政援助団体等監査                                    |
| 2 監査対象        | 補助団体：青少年健全育成鯖江市民会議<br>所 管 課：教育委員会 生涯学習・スポーツ課 |
| 3 事前調査期間      | 令和3年12月17日から令和4年1月11日まで                      |
| 4 監査実施日       | 令和4年1月11日（火）                                 |
| 5 監査対象年度      | 令和2年度  |
| 6 監査対象事項      | 補助金に係る出納その他の事務                               |
| 7 監査の方法および着眼点 |  |

監査の実施にあたっては、補助金に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 補助金等の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助対象経費が明確になっているか。
- (4) 補助金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。

○補助団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。

## 第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	青少年健全育成鯖江市民会議
代 表 者	会長 山本 英一

2 補助金の概要

補助金の名称	青少年健全育成鯖江市民会議補助金
補助金の額	3,062,934円（令和2年度）
補助金交付の目的	市民の総意を結集し、次世代を担う青少年の健全育成や、非行防止等の活動推進を図る。

## 第3 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の指摘事項および改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。

なお、青少年健全育成鯖江市民会議の事務局は生涯学習・スポーツ課内に置かれている

ものであり、次の指摘事項等については、所管部局と補助団体の両側面から確認し、改善に取り組みたい。

## 1 指摘事項

### 【生涯学習・スポーツ課】

#### (1) 青少年健全育成鯖江市民会議補助金の交付について

市から交付した補助金の補助対象経費について、他の補助金で補填されているものが含まれている。精算手続きをする際は、実績報告書等を精査し適正に処理されたい。

### 【生涯学習・スポーツ課／青少年健全育成鯖江市民会議】

#### (1) 会計の管理および切手等の管理について

事務局である生涯学習・スポーツ課の公金等管理マニュアルにおいて、各種団体の出納簿関係や切手等の在庫について、半年毎に所属長の確認を受けることになっているが、実施されていない。適正な会計運営のため確実に実施されたい。

## 2 改善事項

### 【青少年健全育成鯖江市民会議】

#### (1) 設備関係の管理について

啓発塔や防犯カメラの設置、点検等を実施しているが、これらの管理台帳が作成されていない。備品や設備関係を把握し、管理できるよう台帳等を整備されたい。

#### (2) 青少年育成推進事業補助金の交付について

青少年健全育成鯖江市民会議から各地区青少年育成協議会へ活動補助金を交付しているが、交付額が補助対象経費を上回っているものがある。補助金の交付についてルールを検討されたい。